

令和元年 9月25日

▼タイトル

大栄環境株式会社と「災害廃棄物の処理に関する基本協定」を締結します

▼概要

大規模災害の発生による災害廃棄物の処理について、市および市の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理が課題となっています。

そこで、市の処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、大栄環境株式会社との基本協定締結により、災害発生時における災害廃棄物の処理体制の充実を図ることとします。

協定概要については次のとおりです。

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬
- (4) 災害廃棄物等の処分

つきましては、下記により協定調印式を開催します。

▼日時 令和元年10月2日(水) 11時00分～

▼場所 高島市役所 新館3階会議室7

▼添付書類 調印式次第

▼問い合わせ先

○所属 高島市役所 環境部 環境政策課

○電話番号：0740(25)8123

○ファックス：0740(25)8156